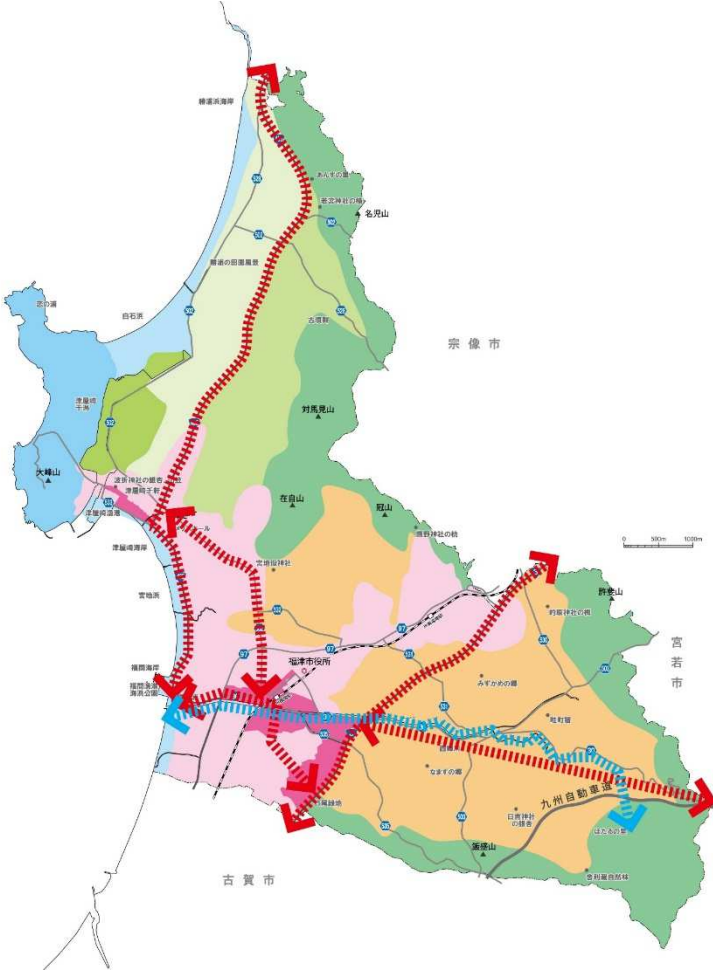
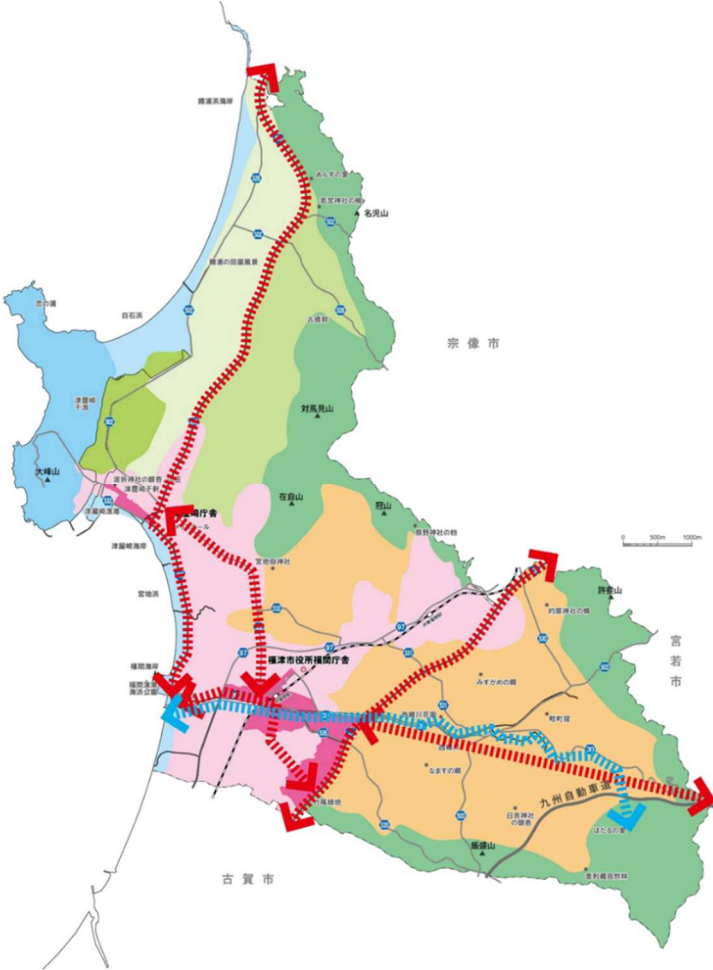


福津市景観計画(改訂素案) 新旧対照表

頁	箇所	新	旧
	はじめに	(削除)	はじめに 福津市は、玄界灘の・・・(以下、省略)。 平成26年3月 小山 達生
序-1	景観計画策定の背景	平成 17 年の2町合併により発足した福津市では、行政区域の拡大に伴って多様な景観資源を有することとなり、独自に景観マスタープラン(計画期間:平成 20 年度～平成 29 年度)を策定してその保全・整備に取り組んできました。	平成 17 年の2町合併により発足した福津市では、行政区域の拡大に伴って多様な景観資源を有することとなり、独自に景観マスタープランを策定してその保全・整備に取り組んできました。
序-3	3.景観計画の位置づけ	福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」 [人も自然も未来につながるまち、福津。]  第2次福津市都市計画マスタープラン [「歴史と未来」「自然と賑にぎわい」「定住と交流」それぞれを大切に作るまち]	福津市総合計画 [人を、明日を、誇るまち。福津。]  福津市まちづくり構想図 (都市計画マスタープラン、景観マスタープラン、国土利用計画、緑の基本計画、住宅マスタープラン)
序-3	3.景観計画の位置づけ 各種関連計画等	・第2次福津市環境基本計画 ・第2次福津市観光基本計画 ・津屋崎古墳群整備基本計画 ・第2次新原・奴山古墳群整備計画 ・西郷川リバー基本計画 ・福津市屋外広告物条例 ・福津市開発事業指導要綱 など	・福津市環境基本計画 ・福津ブランド戦略 ・福津市観光基本計画 ・津屋崎古墳群整備基本計画 ・西郷川リバー計画 ・福津市開発事業指導要綱 など
序-4	4. 福津市の景観	計画策定にあたって編成した市民会議「福津市景観まちづくり	計画策定にあたって編成した市民会議「福津市景観まちづくり

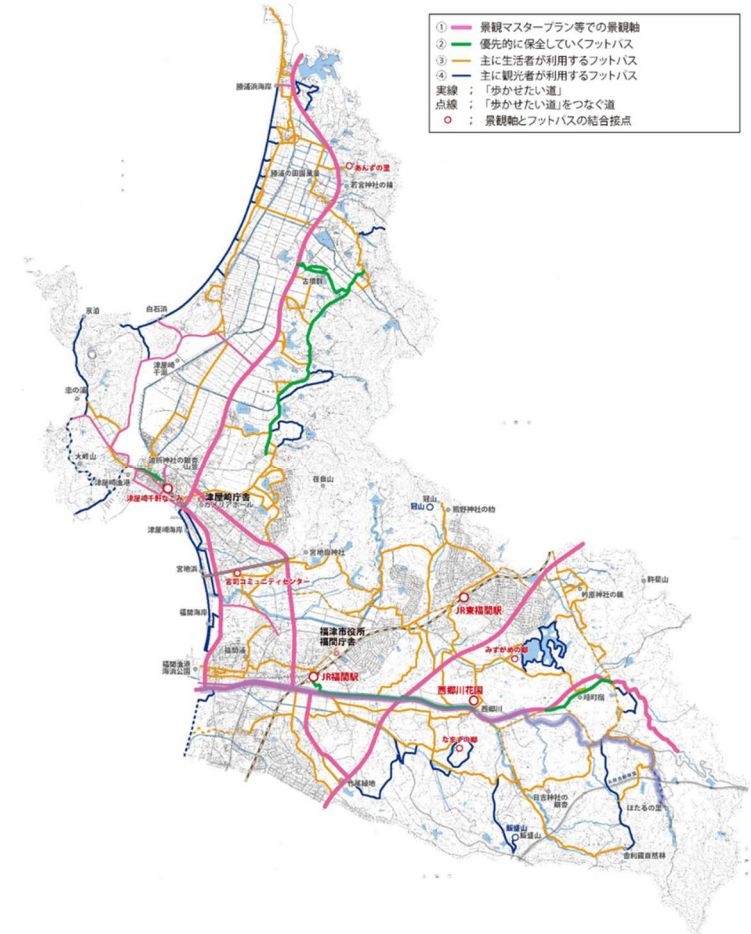
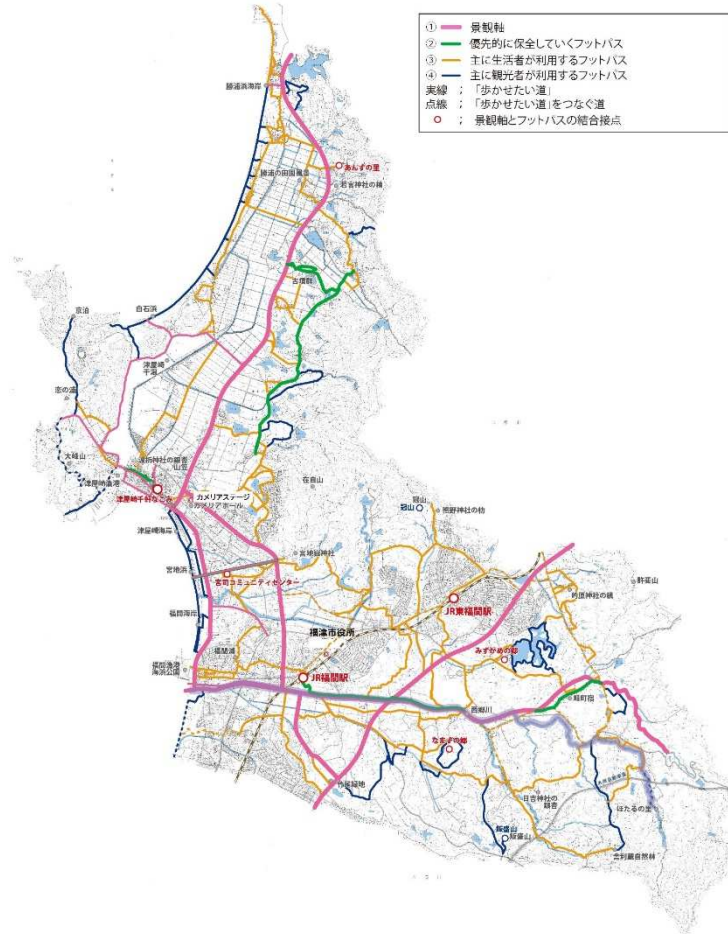
	特性	会議」等における市民意向や、「福津市景観マスタープラン」等を踏まえて、市の主な景観テーマ別の景観特性を整理しました	会議」等における市民意向や、「福津市景観マスタープラン」等の結果を踏まえて、市の主な景観テーマ別の景観特性を整理しました
序-4	(1) 福津市の主な景観の成り立ち	福津市の景観を生み出す要素は主に「自然によって形成されたもの(地形、気候、海、山、川、森等)」、「歴史・文化によって形成されたもの(寺、神社、街道、古くからの集落等)」、そして「現在の人の営みによって形成されたもの(田畑、漁港、商工業地、住宅等)」の3つに分類でき、これらの要素が様々な混ざり合い、福津の景観を <u>生み出しています</u> 。	福津市景観マスタープランにおいて、景観とは「人々の目に映る地形や地物(例えば、海や山、建築物や工作物)」、そして「地域の風土の基礎をなす自然環境に対応して築かれてきた歴史・文化や地域社会の雰囲気といった『暮らしの在り方』とされています。 <u>これを紐解いていくと、景観を生み出す要素は主に「自然によって形成されたもの(地形、気候、海、山、川、森等)」、「歴史・文化によって形成されたもの(寺、神社、街道、古くからの集落等)」、そして「現在の人の営みによって形成されたもの(田畑、漁港、商工業地、住宅等)」の3つに分類でき、これらの要素が様々な混ざり合い、福津の景観を生み出していることが分かりました。</u>
序-6	3) 生活によって形成されたもの	特に、区画整理事業を実施した福間駅東区域では、大規模商業施設やマンション・アパート・戸建住宅の立地、利便性とも相まって急速に人口が <u>増加しました</u> 。	特に、区画整理事業を実施した福間駅東区域では、大規模商業施設やマンション・アパート・戸建住宅の立地、利便性とも相まって急速に人口が <u>増えてきています</u> 。
序-7	(2) 福津市の景観特性	福津の景観を構成する3つの要素に応じた 10 の景観エリアを設定し、市の景観特性を明らかにしました。ここではエリアごとの代表的・典型的な景観も併せて紹介しています。	福津の景観を構成する3つの要素に <u>加えて、「福津市景観マスタープラン」等を踏まえて、それら</u> に応じた 10 の景観エリアを設定し、市の景観特性を明らかにしました。ここではエリアごとの代表的・典型的な景観も併せて紹介しています。

<p>序-7</p>	<p>(2)福津市の景観特性 福津市の景観特性図</p>		
<p>序-10</p>	<p>1)フットパスからはじめる景観まちづくり</p>	<p>福津市景観計画では、これまでの市の顔となる場所(国道や県道等の幹線道路や主要河川を「景観軸」と位置付け)の景観づくりに加えて、市民の考える大事な景観である「身近な生活景観」</p>	<p>福津市景観マスタープランでは、景観が優れた場所をつなぐ幹線道路、市の玄関口となる幹線道路や鉄道駅周辺、市が誇る優れた景観である「福津三十六景」を景観軸や拠点として設定し、</p>

		を大切にした景観づくりを進めていきます。	<u>市の顔となる場所の景観を重点的に保全・整備・再生していく景観づくりの方向性を示してきました。</u> 福津市景観計画では、これまでの市の顔となる場所の景観づくりに加えて、市民の考える大事な景観である「身近な生活景観」を大切にした景観づくりを進めていきます。
序-12	2)フットパスネットワークのあり方	本計画では、 <u>市の主要な幹線道路や河川</u> といった景観軸に加えて、主に、景観まちづくり会議で出された「歩きたい・歩かせたい道」を土台に、地域住民が景観を楽しみながら日常的に利用する生活道路をフットパスとして設定しています。	<u>市景観マスタープランでは、利用者が多く、市の顔や骨格となる主要な幹線道路を景観軸として設定しています。</u> 本計画では、景観軸に加えて、主に、景観まちづくり会議で出された「歩きたい・歩かせたい道」を土台に、地域住民が景観を楽しみながら日常的に利用する生活道路をフットパスとして設定しています。
序-12	フットパスネットワークの4分類	①景観軸： <u>市の骨格となる軸として設定している道路や河川</u>	①景観マスタープラン等での景観軸： <u>福津市景観マスタープランで軸として設定されている道路</u>

序-13

フットパスの分類



序-14

(1) 福津市景観計画の特徴

●昔ながらの原風景の保全と人が集まる景観づくりの推進のため「眺望景観重点区域」を設定します。

●昔ながらの原風景の保全と“眺めの福津ブランド”の確立のために「眺望景観重点区域」を設定します。

序-14

(1) 福津市景観

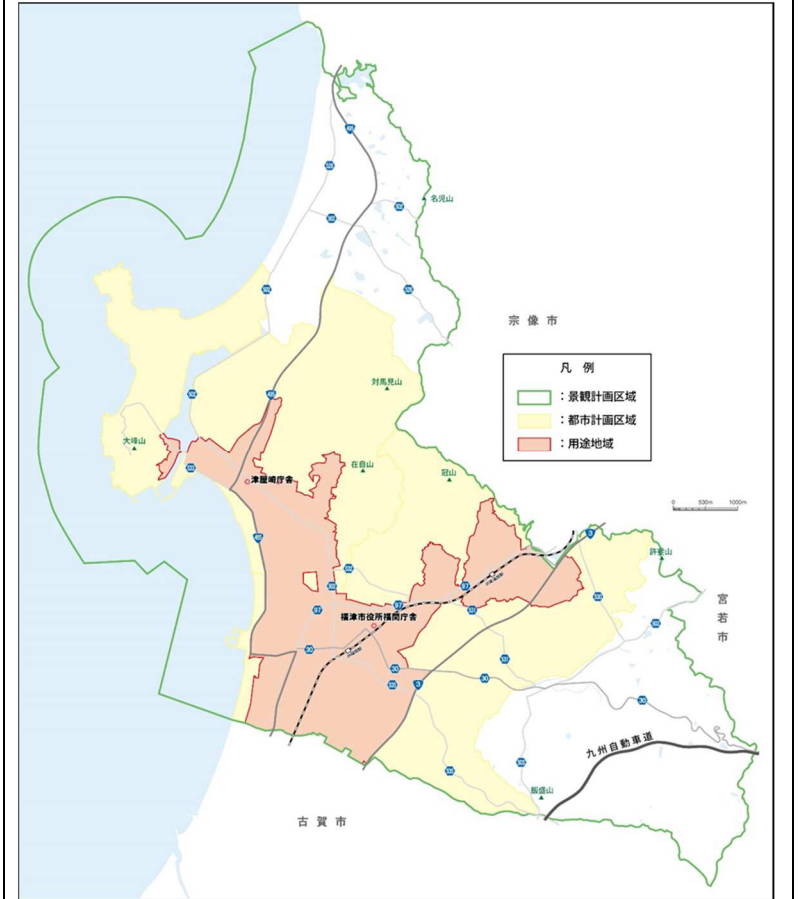
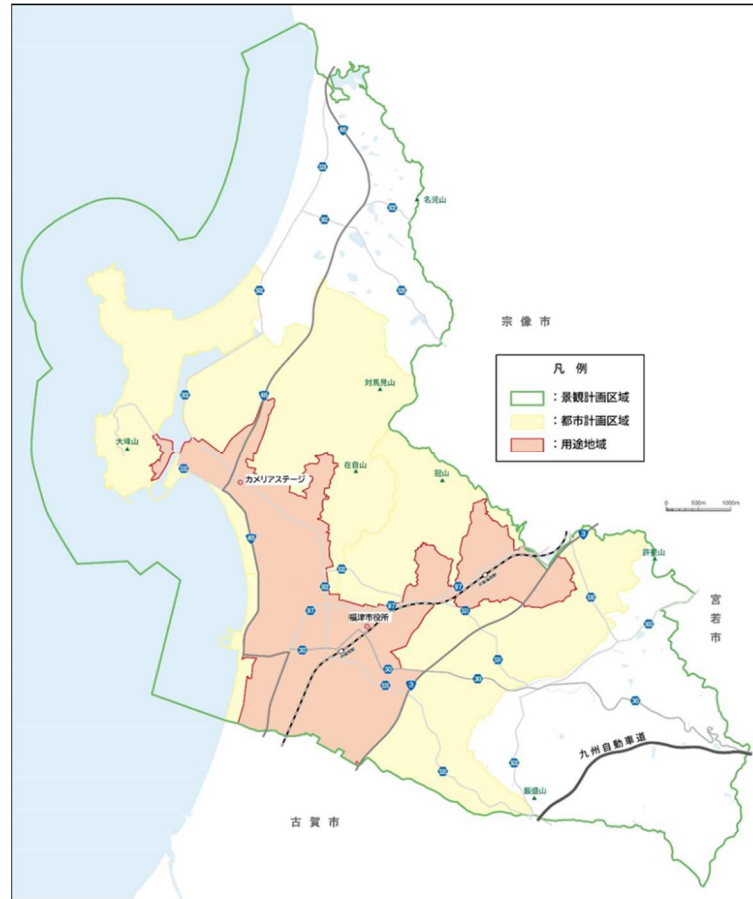
ここには現在、世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産

ここには現在、世界遺産暫定リストに掲載されている国指定史

	計画の特徴	<p><u>群」の構成資産である</u>「新原・奴山古墳群」もあり、高台から古墳群、田園地帯、海までの眺めは他に類を見ない素晴らしいものとなっています。</p> <p>この素晴らしい「眺め」を保全し、<u>人が集まる景観づくりを進めるため</u>、古墳群を主役とした眺望点(視点場)を設定し、そこからの眺めを重点的に保全する「眺望景観重点区域」を設定します。</p>	<p><u>跡・津屋崎古墳群の構成資産</u>「新原・奴山古墳群」もあり、高台から古墳群、田園地帯、海までの眺めは他に類を見ない素晴らしいものとなっています。</p> <p>この素晴らしい「眺め」を<u>先行的に</u>保全し、<u>景観マスタープランに掲げる“眺めの福津ブランド”を確立するために</u>、古墳群を主役とした眺望点(視点場)を設定し、そこからの眺めを重点的に保全する「眺望景観重点区域」を設定します。</p>
序-15	(2)福津市景観計画の全体構成	<p>具体的な制限等については、この計画内容に応じ<u>福津市屋外広告物条例を定め運用しています</u>。</p>	<p>具体的な制限等については、この計画内容に応じ<u>て別途条例の制定等を検討します</u>。</p>

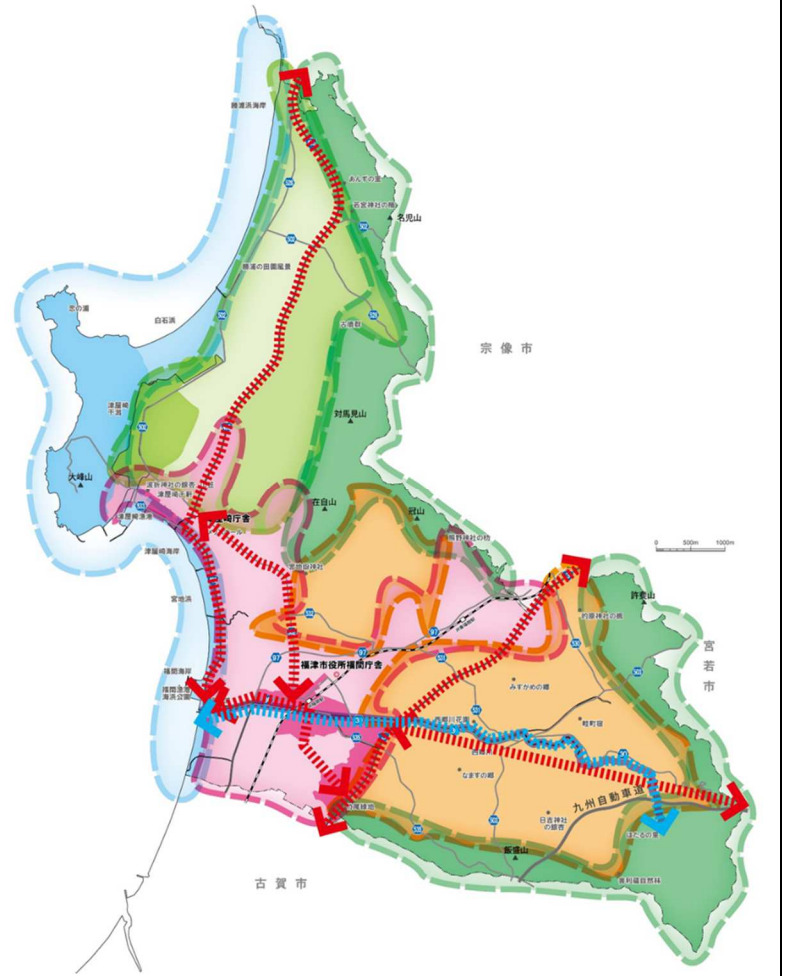
1

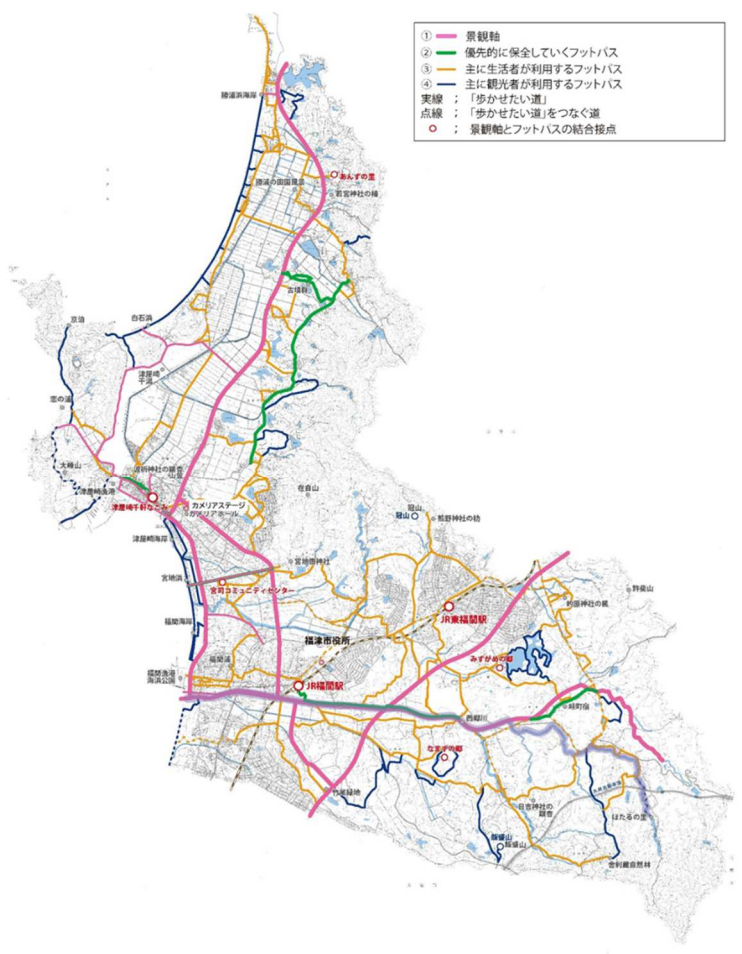
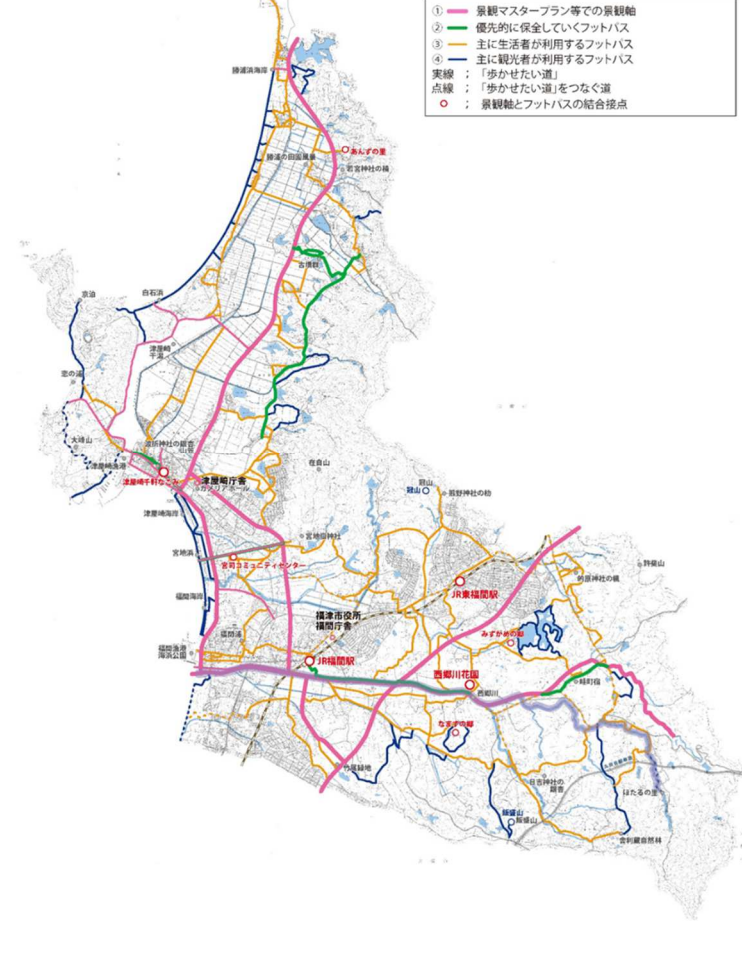
景観計画区域および都市計画区域



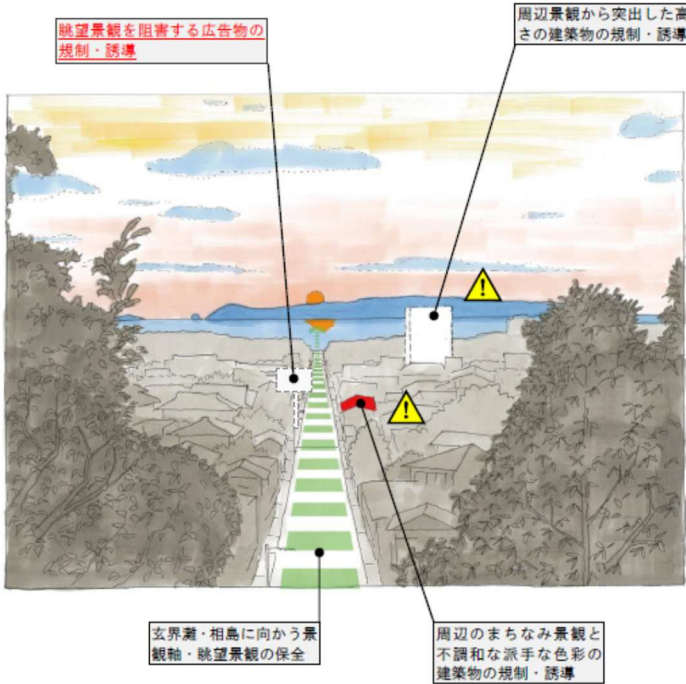
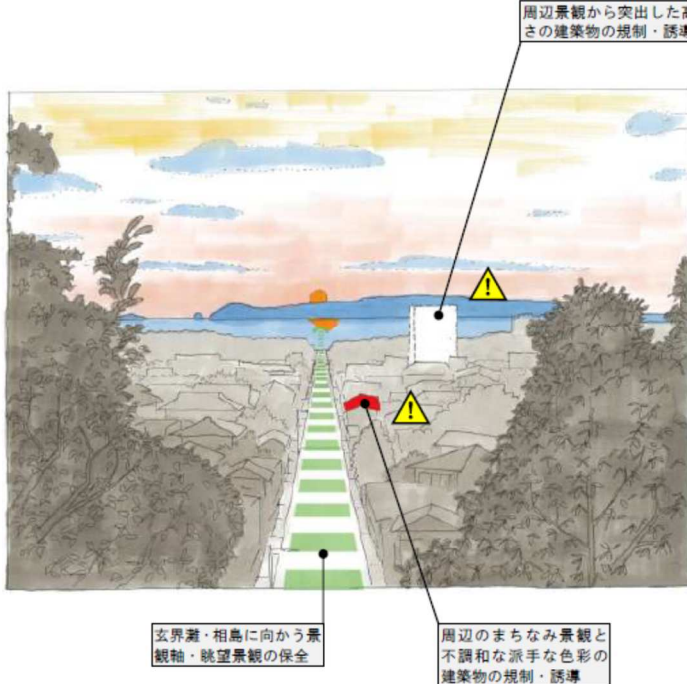
3

景観形成方針区分図

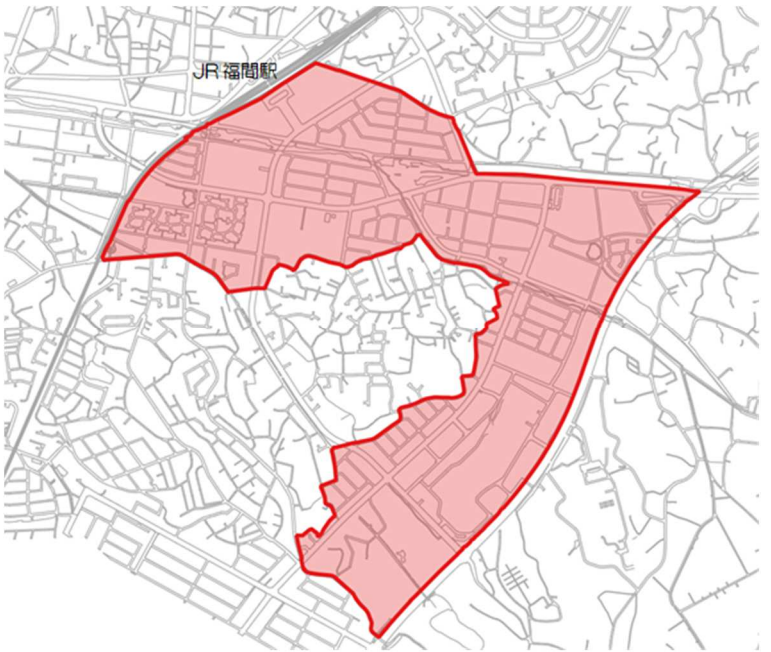
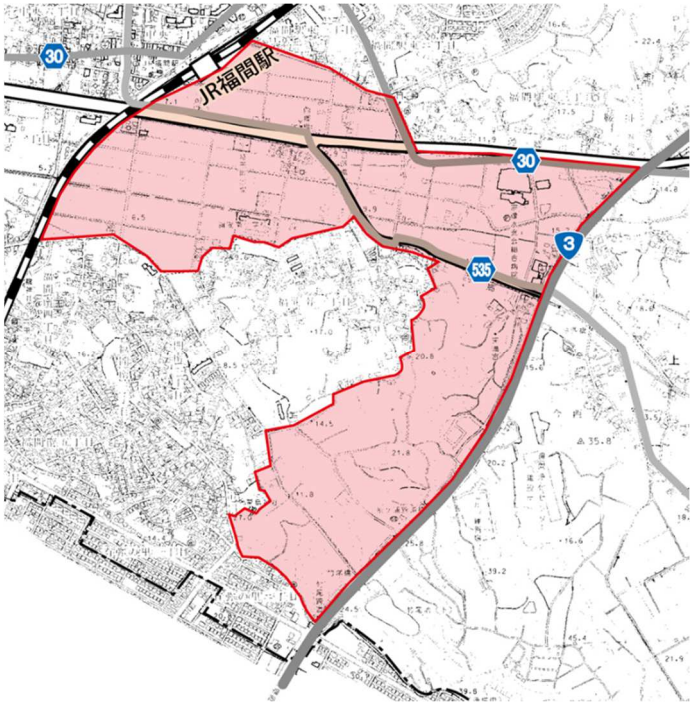


<p>4</p>	<p>フットパスネットワークと景観まちづくり会議で挙げられた代表的なフットパス</p>	 <p>① 景観軸      ② 優先的に保全していくフットパス      ③ 主に生活者が利用するフットパス      ④ 主に観光者が利用するフットパス      実線：「歩かせたい道」      点線：「歩かせない道」をつなぐ道      ○：景観軸とフットパスの結合接点</p>	 <p>① 景観マスタープラン等での景観軸      ② 優先的に保全していくフットパス      ③ 主に生活者が利用するフットパス      ④ 主に観光者が利用するフットパス      実線：「歩かせたい道」      点線：「歩かせない道」をつなぐ道      ○：景観軸とフットパスの結合接点</p>
<p>13</p>	<p>(4)内海・山裾ゾーン 1)ゾーン概況</p>	<p>特に新原・奴山古墳群は世界遺産に登録されており、周辺地域を含めた景観保全が求められています。</p>	<p>特に新原・奴山古墳群は世界遺産<u>暫定リスト</u>に登録されており、周辺地域を含めた景観保全が求められています。</p>

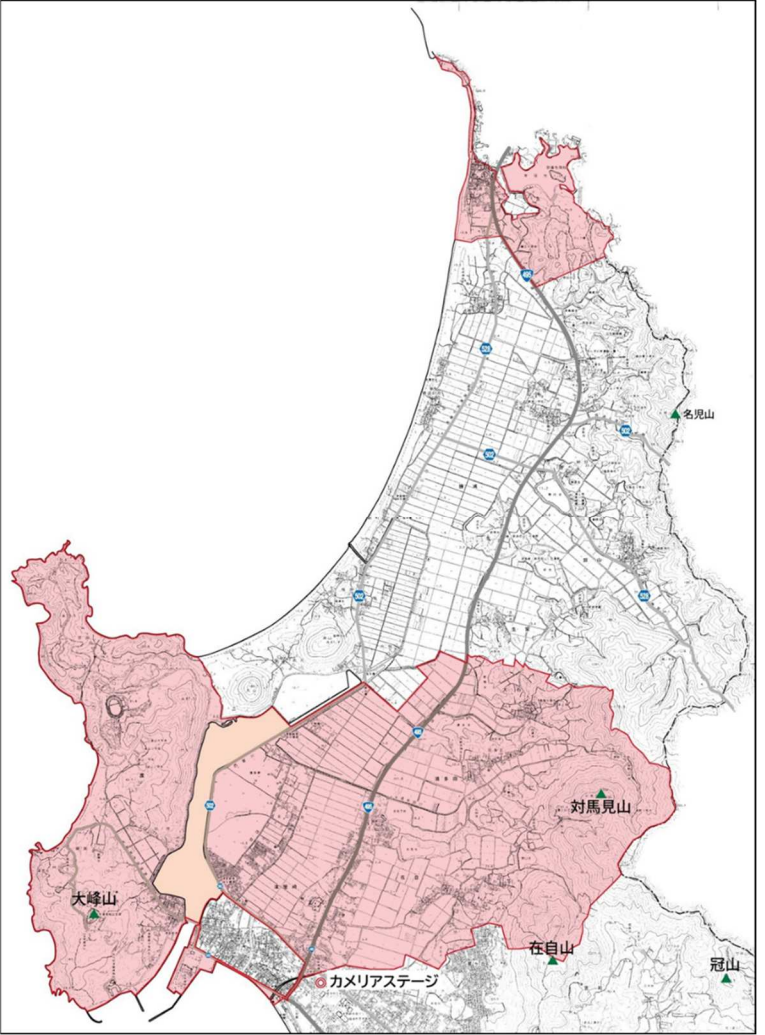
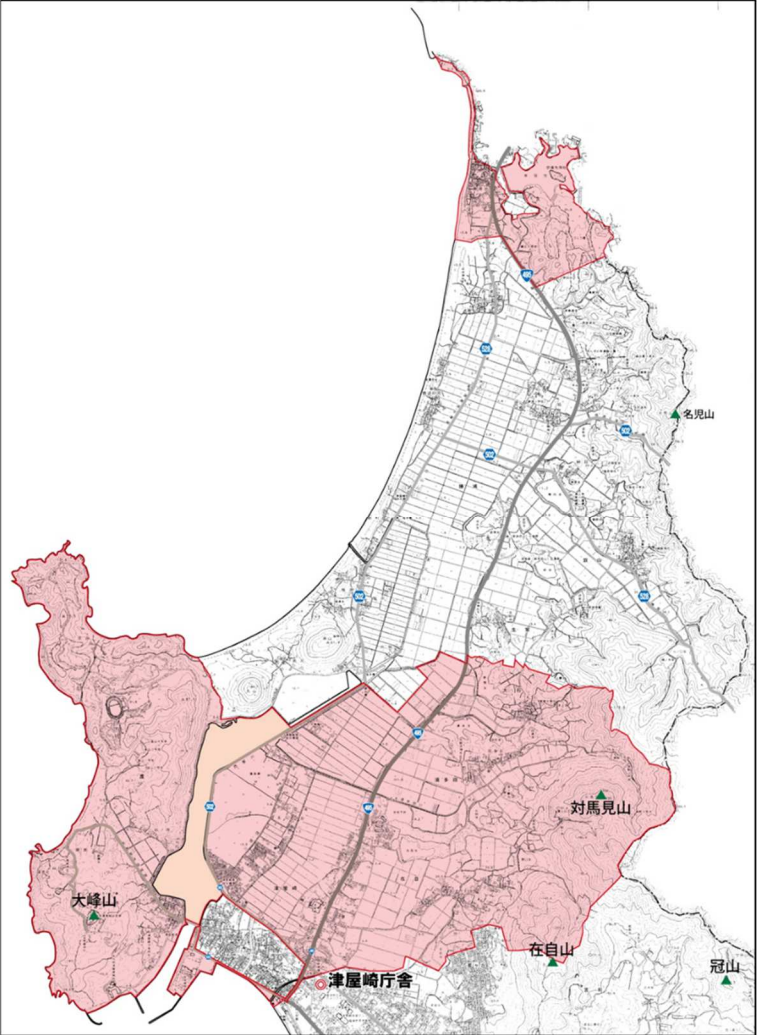
14	○津屋崎山裾エリア (特性)	特に新原・奴山古墳群は、世界遺産に登録されています。	特に新原・奴山古墳群は、世界遺産 <u>暫定リスト</u> に登録されています。
15	○津屋崎干潟エリア (問題点)	塩田跡の <u>多くは太陽光発電所が設置されましたが、未利用地も残っており</u> 、荒廃感を感じさせる場所となっています。	塩田跡の <u>一部は太陽光発電所が設置されていますが、大部分は未利用地であり</u> 、荒廃感を感じさせる場所となっています。
20	(6)まちなみゾーン 1)ゾーン概況	土地区画整理事業を実施した福間駅東区域では、利便性とも相まって急速に人口が <u>増加しました</u> 。	土地区画整理事業を実施した福間駅東区域では、利便性とも相まって急速に人口が <u>増えています</u> 。

23	<p>■ 景観形成のイメージ図(まちなみ眺望)</p>	<p>■ 景観形成のイメージ図(まちなみ眺望)</p>  <p>眺望景観を阻害する広告物の規制・誘導</p> <p>周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導</p> <p>玄界灘・相島に向かう景観軸・眺望景観の保全</p> <p>周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導</p>	<p>■ 景観形成のイメージ図(まちなみ眺望)</p>  <p>周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導</p> <p>玄界灘・相島に向かう景観軸・眺望景観の保全</p> <p>周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導</p>
26	<p>(3) 観光振興に向けた効果的な景観 PR を図る</p>	<p>また、新原・奴山古墳群が世界遺産に登録され、景観資源の保全がより一層求められています。</p>	<p>一方、世界遺産登録に向けた動きも進められており、世界遺産に登録された際には市全体が脚光を浴びることが想定されます。</p>
27	<p>特定の区域 景観重点区域等</p>	<p>【3. 景観重点区域候補】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 畦町周辺区域</li> <li>② 福間浦周辺区域</li> <li>③ 市道山手線周辺区域</li> <li>④ 勝浦浜等集落周辺区域</li> </ul>	<p>【3. 景観重点区域候補】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 畦町周辺区域</li> <li>② 福間浦周辺区域</li> <li>③ 市道山手線周辺区域</li> <li>④ 勝浦浜等集落周辺区域</li> </ul>

		<p>⑤宮地嶽神社参道周辺区域</p> <p>その他のフットパス 等</p>	<p>その他のフットパス 等</p>
28	<p>工作物の定義</p>	<p>地上に設置された太陽光パネル</p>	<p>地上に設置されたソーラーパネル</p>
31	<p>景観重点区域の位置</p>		

32	(1)福間駅東区域(重点区域) 1)対象範囲		
38	工作物の定義	地上に設置された <u>太陽光</u> パネル	地上に設置された <u>ソーラー</u> パネル
38	4)景観形成基準 (津屋崎千軒区域)	建築物-屋根-素材・形状 ・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根(切妻、入母屋、寄棟など)を採用する( <u>延べ床面積 30 m<sup>2</sup>以内かつ高さ 3m以下の附属建築物(カーポート、倉庫など)はこの限りでない</u> )	建築物-屋根-素材・形状 ・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根(切妻、入母屋、寄棟など)を採用する
39	4)景観形成基準 (津屋崎千軒区域)	建築物-建築設備 ・トコ・バンクの設置等により、津屋崎千軒らしさの演出に配慮する <u>・太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築</u>	建築物-建築設備 ・トコ・バンクの設置等により、津屋崎千軒らしさの演出に配慮する

		物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする ・太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する	
42	工作物の定義	地上に設置された太陽光パネル	地上に設置されたソーラーパネル
43	4)景観形成基準 (新原・奴山古墳群眺望区域1)	建築物-建築設備 ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(※2)から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準(※1)に基づき修景する ・太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする ・太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する	建築物-建築設備 ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(※2)から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準(※1)に基づき修景する
44	4)景観形成基準 (新原・奴山古墳群眺望区域1)	工作物-その他工作物-形態・意匠 ・歴史的風土や周辺の景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする ・太陽光パネル及びフレームの色彩は、低明度、低彩度、低反射のもの、附属設備は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する	工作物-その他工作物-形態・意匠 ・歴史的風土や周辺の景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする (ソーラーパネルを除く)
44	4)景観形成基準	工作物-その他工作物-位置・配置	工作物-その他工作物-位置・配置

	(新原・奴山古墳群眺望区域1)	・ <b>太陽光</b> パネルを設置する場合は、公共空間(※2)から見えないように植栽・植樹で目隠しを設ける	・ <b>ソーラー</b> パネルを設置する場合は、公共空間(※2)から見えないように植栽・植樹で目隠しを設ける
45	(2)新原・奴山古墳群眺望区域2 (眺望景観重点区域) 1)対象範囲		

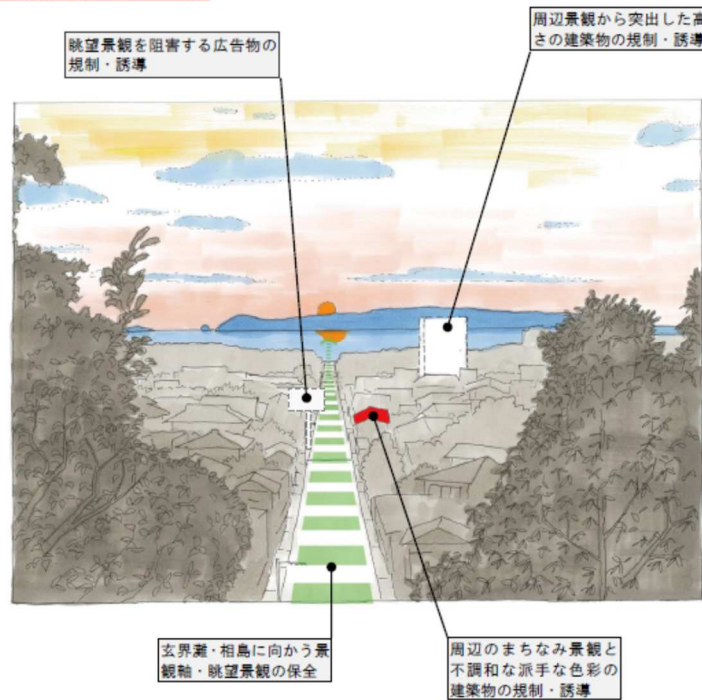
46	工作物の定義	地上に設置された太陽光パネル	地上に設置されたソーラーパネル
47	4)景観形成基準 (新原・奴山古墳 群眺望区域2)	建築物-建築設備 ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(※2)から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えなように隠すか、色彩基準(※1)に基づき修景する  ・ <u>太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする</u>  ・ <u>太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えなように隠すか、色彩基準に基づき修景する</u>	建築物-建築設備 ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間(※2)から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えなように隠すか、色彩基準(※1)に基づき修景する
48	4)景観形成基準 (新原・奴山古墳 群眺望区域2)	工作物-その他工作物-形態・意匠 ・歴史的風土や周辺の景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする  ・ <u>太陽光パネル及びフレームの色彩は、低明度、低彩度、低反射のもの、附属設備は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する</u>	工作物-その他工作物-形態・意匠 ・歴史的風土や周辺の景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする  <u>(ソーラーパネルを除く)</u>
48	4)景観形成基準 (新原・奴山古墳 群眺望区域2)	工作物-その他工作物-位置・配置 ・ <u>太陽光</u> パネルを設置する場合は、公共空間(※2)から見えなように植栽・植樹で目隠しを設ける	工作物-その他工作物-位置・配置 ・ <u>ソーラー</u> パネルを設置する場合は、公共空間(※2)から見えなように植栽・植樹で目隠しを設ける

50	第2項 重点区域 候補地		
55	(5)宮地嶽神社 参道周辺区域	<p>(5)宮地嶽神社参道周辺区域</p> <p>1)基本的考え方</p> <p>宮地嶽神社境内から宮地浜までまっすぐに伸びる参道の区域です。</p> <p>年2回、夕陽がこの参道を一直線に照らす光景は「光の道」と呼</p>	—

ばれ、テレビで取り上げられたことから注目を浴び、多くの観光客が訪れる市を代表する景観資源となっています。

今後も、この区域の景観を継続的に守り・育てていけるような対策が必要です。

## 2) 景観形成のイメージ図



## (3)景観重要道路一覧表

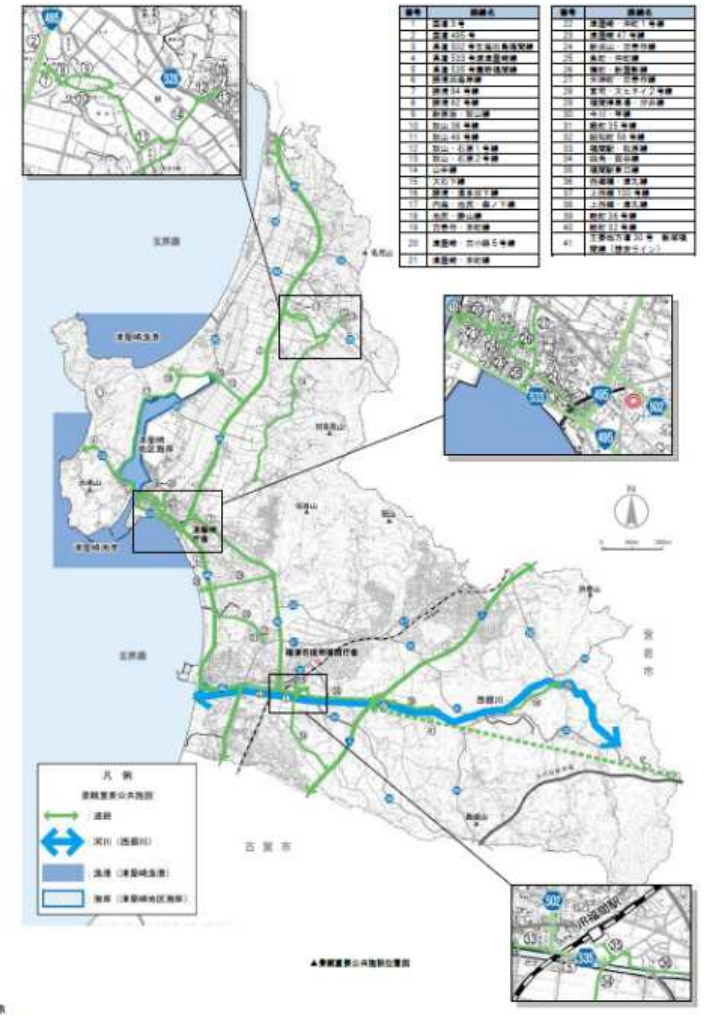
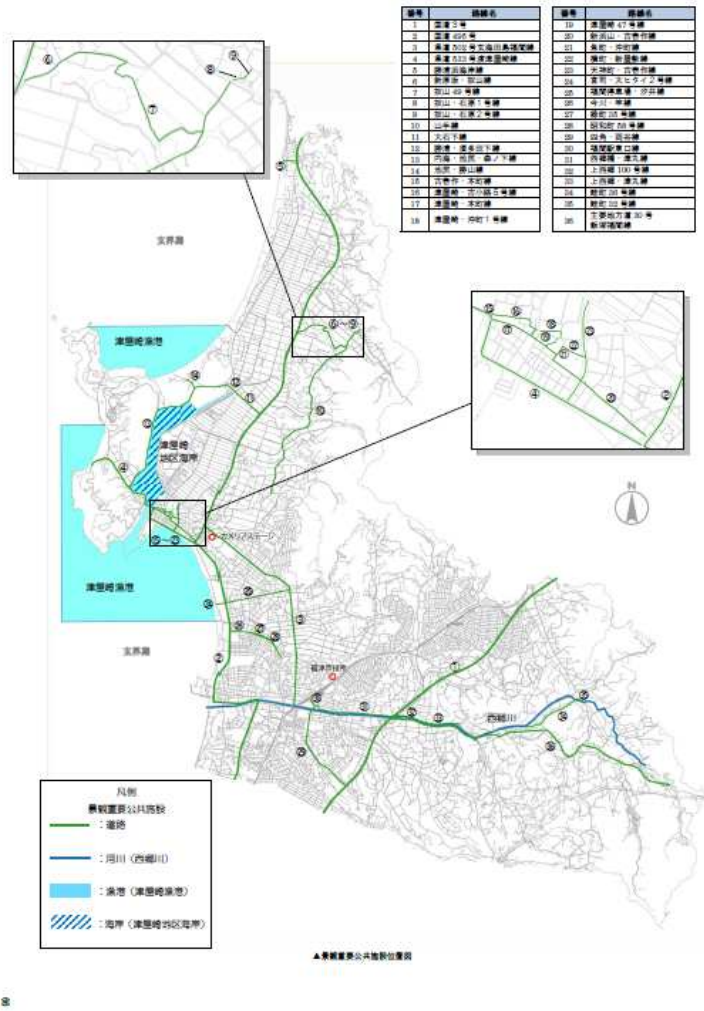
番号	路線名	管理	対象区間起点	対象区間終点
1	国道3号	国	小竹1丁目1(宗像市境)	有弥の里2丁目(古賀市境)
2	国道495号	県	花見の里3丁目9-27(古賀市境)	勝浦(宗像市境)
3	県道502号 玄海田島福岡線	県	津屋崎6丁目3(宮ノ元交差点)	中央6丁目10(大和町交差点)
4	県道533号 渡津屋崎線	県	渡951-4	津屋崎3丁目11(国道495号交点)
5	勝浦浜海岸線	市	勝浦564-1	勝浦530-2
6	新原坂・奴山線	市	勝浦3799-1	奴山1334-1
7	奴山49号線	市	奴山680-1	奴山1344-2
8	奴山・石原1号線	市	奴山724	奴山720
9	奴山・石原2号線	市	奴山716-1	奴山720
10	山手線	市	在自745	奴山711-5
11	大石下線	市	須多田766-4	勝浦5053-6(塩浜口交差点)
12	勝浦・須多田下線	市	勝浦5053-6(塩浜口交差点)	勝浦5053-2
13	内海・池尻・森ノ下線	市	渡1353-2	勝浦5053-2
14	池尻・勝山線	市	渡436-2	渡411-2
15	古巻作・本町線	市	津屋崎4丁目37-25	津屋崎4丁目37-22(県道533号交差)
16	津屋崎・古小路5号線	市	津屋崎4丁目37-25	津屋崎4丁目37-1
17	津屋崎・本町線	市	津屋崎4丁目39-13	津屋崎4丁目6-14
18	津屋崎・沖町1号線	市	津屋崎4丁目18-8	津屋崎4丁目16-16
19	津屋崎47号線	市	津屋崎4丁目16-7	津屋崎4丁目16-13
20	新浜山・古巻作線	市	津屋崎3丁目10-11(天神町交差点)	津屋崎4丁目17-13
21	魚町・沖町線	市	津屋崎4丁目14-18	津屋崎4丁目15-10
22	横町・新屋敷線	市	津屋崎4丁目15-10	津屋崎3丁目27-5
23	天神町・古巻作線	市	津屋崎3丁目16-3(県道533号交点)	津屋崎6丁目12(県道502号交差)
24	宮司・大ヒタイ2号線	市	宮司浜3丁目9(宮地浜交差点)	宮司浜4丁目2-1
25	福岡停車場・汐井線	市	宮司元町1-5(宮地瀬神社前交差点)	宮司浜3丁目9(宮地浜交差点)
26	今川・芋線	市	西福岡4丁目8-7(シーサイドパーク入口交差点)	西福岡1丁目14-21(グリーンタウン入口交差点)
27	緑町35号線	市	宮地浜1丁目6-12	宮地浜1丁目6-12
28	昭和町58号線	市	宮司2丁目7-1	宮司2丁目7-1
29	四角・岡谷線	市	日崎野1丁目5-11	日崎野6丁目16(竹尾緑地入口交差点)
30	福岡駅東口線	市	日崎野1丁目1-1	日崎野1丁目2-6
31	西郷橋・津丸線	市	日崎野1丁目5-11	上西郷134-2
32	上西郷100号線	市	上西郷127-3(箕湖橋)	上西郷134-2
33	上西郷・津丸線	市	上西郷126-3(箕湖橋)	津丸474
34	畦町36号線	市	畦町463-1(県道503交点)	畦町134
35	畦町32号線	市	畦町134	畦町138-1
36	主要地方道30号飯塚福岡線	県	(宮若市境)	国道3号交点

番号	路線名	管理	対象区間起点	対象区間終点
1	国道3号	国	小竹1丁目1(宗像市境)	有弥の里2丁目(古賀市境)
2	国道495号	県	花見の里3丁目9-27(古賀市境)	勝浦(宗像市境)
3	県道502号 玄海田島福岡線	県	津屋崎6丁目3(宮ノ元交差点)	中央6丁目10(大和町交差点)
4	県道533号 渡津屋崎線	県	渡951-4	津屋崎3丁目11(国道495号交点)
5	県道535号 巖野福岡線	県	2688-2(市道四角岡谷線交点)	中央6丁目10(大和町交差点)
6	勝浦浜海岸線	市	勝浦564-1	勝浦530-2
7	勝浦84号線	市	勝浦3775	勝浦3772-1(国道495号交点)
8	勝浦82号線	市	勝浦3743	勝浦3776
9	新原坂・奴山線	市	奴山3781	奴山1334-1
10	奴山38号線	市	奴山3781	奴山1343-2
11	奴山49号線	市	奴山680	奴山1344-2
12	奴山・石原1号線	市	奴山724	奴山720
13	奴山・石原2号線	市	奴山716-1	奴山720
14	山手線	市	在自745	奴山711-5
15	大石下線	市	須多田766-4	勝浦5053-6(塩浜口交差点)
16	勝浦・須多田下線	市	勝浦5053-6(塩浜口交差点)	勝浦5053-2
17	内海・池尻・森ノ下線	市	渡1353-2	勝浦5053-2
18	池尻・勝山線	市	渡436-2	渡411-2
19	古巻作・本町線	市	津屋崎4丁目37-25	津屋崎4丁目37-22(県道533号交差)
20	津屋崎・古小路5号線	市	津屋崎4丁目37-25	津屋崎4丁目37-1
21	津屋崎・本町線	市	津屋崎4丁目39-13	津屋崎4丁目6-14
22	津屋崎・沖町1号線	市	津屋崎4丁目18-8	津屋崎4丁目16-16
23	津屋崎47号線	市	津屋崎4丁目16-7	津屋崎4丁目16-13
24	新浜山・古巻作線	市	津屋崎3丁目10-11(天神町交差点)	津屋崎4丁目17-13
25	魚町・沖町線	市	津屋崎4丁目14-18	津屋崎4丁目15-10
26	横町・新屋敷線	市	津屋崎4丁目15-10	津屋崎3丁目27-5
27	天神町・古巻作線	市	津屋崎3丁目16-3(県道533号交点)	津屋崎6丁目12(県道502号交差)
28	宮司・大ヒタイ2号線	市	宮司浜3丁目9(宮地浜交差点)	宮司浜4丁目2-1
29	福岡停車場・汐井線	市	宮司元町1-5(宮地瀬神社前交差点)	宮司浜3丁目9(宮地浜交差点)
30	今川・芋線	市	西福岡4丁目8-7(厚生年金スポーツセンター交差点)	西福岡1丁目14-21(グリーンタウン入口交差点)
31	緑町35号線	市	西福岡1丁目6-12	西福岡1丁目6-12
32	昭和町58号線	市	宮司2丁目7-1	宮司2丁目7-1
33	福岡駅・松原線	市	中央6丁目12-6(県道535号交差)	中央6丁目18(旭橋交差点)
34	四角・岡谷線	市	2693	863-1(竹尾緑地入口交差点)
35	福岡駅東口線	市	2715-5	2691
36	西郷橋・津丸線	市	2693	上西郷134-2
37	上西郷100号線	市	上西郷127-3(箕湖橋)	上西郷134-2
38	上西郷・津丸線	市	上西郷126-3(箕湖橋)	津丸474
39	畦町36号線	市	畦町463-1(県道503交点)	畦町134
40	畦町32号線	市	畦町134	畦町138-1
41	主要地方道30号飯塚福岡線(想定ライン)	県	(宮若市境)	国道3号交点

※福岡駅東土地区画整理事業地内にある景観重要道路においては、換地処分後、起点・終点を読み替えるものとする。

66

景観重要公共施設位置図



67

第2節 福津市の

しかしながら、大規模商業施設の立地や世界遺産登録等により

しかし今後は、世界遺産登録等による来訪者の増加や商業意欲

	屋外広告物の現状と問題点	来訪者が増加しており、これに関連して屋外広告物が乱立してくる可能性があるため、屋外広告物の規模、デザイン等に関して、地域特性や周辺景観と調和したものとなるような適切な景観誘導が必要とされています。	の増加が想定され、これに関連して屋外広告物が乱立してくる可能性があるため、屋外広告物の規模、デザイン等に関して、地域特性や周辺景観と調和したものとなるような適切な景観誘導が必要とされています。
68	第3節 屋外広告物に関する景観誘導指針	なお、現在、市においては、 <u>「福津市屋外広告物条例」に基づく規制を行っています。今後は、市民や事業者の意識向上を図り、まちづくりの状況を鑑みながら、必要に応じ、屋外広告物条例の改定などを行います。</u>	なお、現在、市においては、 <u>福岡県が制定する「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考えを具体化していくために、市民や事業者の意識向上を図りながら、県条例の中での禁止区域の設定や独自の屋外広告物条例の制定など状況に応じて段階的に取り組みを行います。</u>
71	第2節 計画の運用と体制 第1項 法適用の体系	計画の法的な実効性を担保する「福津市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての <u>「福津市景観計画届出の手引き」</u> を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。  (図中) <u>福津市景観計画届出の手引き</u>	計画の法的な実効性を担保する「福津市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての <u>「景観ガイドライン」(仮称)</u> を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。  (図中) <u>「景観ガイドライン」(仮称)</u>
72	推進体制イメージ図	<u>(削除)</u>	<u>※広域で設置する会議等については、平成 26 年 1 月現在設置している「『宗像・沖ノ島と関連遺産群』景観デザイン会議(仮称)」(本節第9項参照)を主たる例として想定しており、かつ、この図は市から広域で設置する会議等へ直接相談助言を求めることを妨げるものではない。</u>
75	第9項 世界遺産の景観保全に係	第9項 <u>世界遺産の景観保全に係る体制</u> <u>新原・奴山古墳群については、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連</u>	第9項 <u>世界遺産登録推進活動に係る体制</u> <u>国指定史跡であり、現在世界遺産暫定リストに登載されている</u>

	る体制	<p><u>遺産群」の構成資産として世界遺産に登録されています。古墳群の周辺を世界遺産にふさわしい景観とすることは、自治体の責務でもあります。古墳群周辺(緩衝地帯)においては、福津市・宗像市・福岡県の三者で連携し、世界遺産にふさわしい景観の保全・創造に努めていきます。</u></p>	<p><u>新原・奴山古墳群については、現在、宗像市・福岡県と共働し、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界遺産への登録活動を推進しています。構成資産である古墳群の周辺を世界遺産にふさわしい景観とすることは、登録を推進する自治体の責務でもあります。古墳群周辺(緩衝地帯)における一定以上の建築行為・開発行為等については、福津市・宗像市・福岡県の三者で共同設置する「『宗像・沖ノ島と関連遺産群』景観デザイン会議(仮称)」で事前審議等を行い、世界遺産にふさわしい景観の保全・創造に努めていきます。</u></p>
資-2		(1)策定経過(当初)	(1)策定経過
資-3		(2)福津市景観まちづくり会議委員名簿(当初)	(2)福津市景観まちづくり会議委員名簿
資-4		<p>(3)福津市景観専門家会議委員名簿(当初)</p> <p>(4)福津市景観計画策定会議、 福津市景観計画策定検討ワーキング会議(当初)</p>	<p>(3)福津市景観専門家会議委員名簿</p> <p>(4)福津市景観計画策定会議、 福津市景観計画策定検討ワーキング会議</p>